



秋田県公報

目 次

公安委員会規則

○秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
(三・警務課) 1

○秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則 (四・警務課) 1

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第3号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

秋田県公安委員会委員長 芳賀京子

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則(昭和45年秋田県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1 大館警察署大館駅前交番の項中「大館市御成町一丁目3番1号」を「大館市御成町一丁目2番4号」に改め、同表横手警察署横手駅前交番の項中「横手市駅前町3番28号」を「横手市駅前町5番10号」に改める。

別表第2 由利本荘警察署西目警察官駐在所の項中「由利本荘市西目町沼田字新道下2番地301」を「由利本荘市西目町沼田字新道下2番地608」に改め、同表由利本荘警察署島海警察官駐在所の項中「由利本荘市島海町伏見字久保12番地1」を「由利本荘市島海町伏見字久保12番地8」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、横手警察署横手駅前交番の改正規定は平成20年4月7日から施行する。

秋田県公安委員会規則第四号

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

秋田県公安委員会委員長 芳賀京子

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則(昭和三十二年秋田県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表中「60」を「61」に、「155」を「158」に、「134」を「135」に、「163」を「138」に、「609」を「589」に、「243」を「234」に、「28」を「27」に、「267」を「264」に、「458」を「457」に、「499」を「524」に、「1,334」を「1,354」に、「145」を「154」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 0862-8766 FAX 0863-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄